

クレジットカードを取り扱う加盟店の皆様へ

平成 28 年 12 月に、割賦販売法が改正され、クレジットカードを取り扱う加盟店は、クレジットカード番号等の適切管理や決済端末の IC 対応・EC 加盟店のなりすまし防止のセキュリティ対策を講じることが求められることになりました。詳しくは、日本クレジット協会のホームページをご参照ください。

<http://www.j-credit.or.jp/security/understanding/member-store.html>

【お問合せ先】

株式会社フジ・カードサービス 担当 カード営業課